

平成18年6月20日

第1 入学者選抜の方法

「学力検査等による選抜」、「推薦入学」及び「特色化選抜」とする。

1 学力検査等による選抜

(1) 学力検査実施教科等

ア 学力検査実施教科は、国語、数学、社会、外国語（英語）及び理科の5教科とする。

イ 各高等学校は、学科・コースごとに、面接又は「自己表現」、作文、実技検査のいずれか又はいくつかを課することができる。

「自己表現」は、受検者が面接時に、自己の個性や得意なものを自由な形で表現するものとする。

ウ 各高等学校においては、学科・コースごとに、学力検査の実実施教科を減じる又は免じることができる。

(2) 配点

ア 学力検査実施教科の配点については、各教科50点とする。また、実技検査を実施した場合、その配点については50点とする。

イ 各高等学校は、学科・コースごとに、学力検査実施教科の各教科、実技検査の配点を、傾斜配点とすることができる。

(3) 入学者の選抜

入学者の選抜方法は別紙のとおりとし、学力検査、調査書及びその他選抜のための資料を総合的に判断して行うものとする。

2 推薦入学

(1) 実施課程・学科

ア 推薦入学は、全日制及び定時制の課程において、すべての学科・コースで実施することができる。

イ 推薦入学を実施する学科・コースは、特色化選抜を実施しない。

(2) 推薦入学者の数

推薦入学者の数は、入学者選抜実施要項により定める。

(3) 推薦基準

ア 中学校長は、次の要素により推薦を行うものとする。

当該学科・コースを志望する目的意識が明確であること。

当該学科・コースに対する適性、興味、関心及び学習意欲を有すること。

生徒会活動、スポーツ・文化に係る部活動、職場体験活動、ボランティア活動その他の校内外における自発的な活動が活発であること。

イ 各高等学校は、～までの要素を踏まえた上、各要素の中で、特に重視する推薦の要件を明示することができる。

(4) 選抜方法等

ア 推薦入学による入学者の選抜は、調査書、推薦書、志願者の直筆による志願理由書及び面接又は「自己表現」、作文の結果を資料として総合的に判断して行うものとする。

イ 推薦入学を実施する学科・コースにおいては、面接又は「自己表現」、作文のいずれか又はいくつかを課すものとする。

3 特色化選抜

(1) 実施課程・学科

ア 特色化選抜は、全日制及び定時制の課程において、特色ある学科・コースで実施することができる。

イ 特色化選抜を実施する学科・コースは、推薦入学を実施しない。

(2) 特色化選抜による入学者の数

特色化選抜による入学者の数は、入学者選抜実施要項により定める。

(3) 選抜方法等

ア 特色化選抜による入学者の選抜は、調査書、志願者の直筆による志願理由書及び

学校が指定した検査の結果を資料として総合的に判断して行うものとする。

イ 特色化選抜を実施する学科・コースにおいては、次の ~ のいずれか又はいくつかを課すものとする。

小論文

面接又は「自己表現」

集団討議

実験・実習

実技検査

国語、数学、社会、外国語（英語）及び理科の5教科の中から、学校が定めた2教科以内の、基礎的な内容の学力検査（各学校で独自に作成することができる。）

その他学校が指定した検査

4 入学者選抜実施要項の作成

各高等学校は、県教育委員会と協議の上、入学者選抜実施要項を作成し、県教育委員会を通じて公表する。

第2 調査書

1 調査書を選抜のための資料として活用するに当たっては、生徒の個性を多面的にとらえ、生徒の優れている点や長所を積極的に評価することとする。

2 「各教科の学習の記録」の各学年の「評定」の欄に記載する評価は、目標に準拠した評価とする。

3 「各教科の学習の記録」の欄の「観点別学習状況」の欄は、推薦入学及び特色化選抜において活用し、学力検査等による選抜においては、総合判定において用いるものとする。ただし、各高等学校においては、点数化等を行わないこととする。

4 「その他参考となる諸事項」の欄には、生徒会活動、スポーツ・文化活動、職場体験活動、ボランティア活動歴等を記載する。

第3 通学区域

1 「三重県立高等学校通学区域に関する規則」により、3つの学区（北部、中部、南部）のうち、志願者は、保護者の居住する住所の属する学区又は当該学区に隣接する学区内の高等学校に入学志願するものとする。

2 全日制の課程のうち普通科（スポーツ科学コースを除く。）及び理数科（松阪高等学校理数科を除く。）以外の学科並びに定時制の課程及び通信制の課程については、学区にかかわらず入学志願できる。

3 第二次募集については、学区にかかわらず入学志願できる。

第4 その他

1 学科（総合学科等）の新設等に伴い必要がある場合は、別途入学者選抜実施要項を定めることができる。

2 夜間定時制課程の第二次募集及び第三次募集については、学力検査を課さないこととし、面接、作文等をもってこれにあてる。ただし、各学校の判断で、基礎的な内容の学力検査も課すことができる。

3 連携型中高一貫教育に係る選抜については、別途入学者選抜実施要項を定めることができる。

4 秋期入学者選抜については、別途入学者選抜実施要項を定めることができる。

学 力 検 査 等 に よ る 選 抜 方 法

- 1 調査書の第3学年における「各教科の学習の記録」及び「特別活動の記録」等により、およそ募集定員に当たる数の者を選ぶ。
- 2 志願者全員について学力検査と実技検査の得点合計（以下「学力検査等得点」という。）により、募集定員のおよそ80%に当たる者を高点者から順次選ぶ。ただし、その中から各高等学校の特色、性格に応じて必要な教科の成績が著しく下位にある者等を、保留者として除外することができる。
- 3 同一人について、上記1及び2の両方に含まれている者を合格者とする。ただし、面接又は「自己表現」、作文を選抜のための資料として利用する学校にあっては、この資料に基づき慎重審議を要すると考えられる者を保留者として除外することができる。
- 4 上記3による合格者の数と募集定員との差のうち、その2分の1に相当する人数は、上記1において選ばれた者の中から、学力検査等得点の高点者から順次選び、これを合格者とする。
- 5 上記3及び4による合格者の合計数と募集定員との差に当たる者の選抜に当たっては、上記保留者を含めた残りの入学志願者の中から、各学校別に示す「特に重視する内容」を踏まえ、調査書、学力検査及びその他選抜のための資料を総合的に判断して合格者を決定する。